

広島県乗合自動車車体利用広告ガイドライン

このガイドラインは、乗合自動車の車体を利用した広告物の色彩、意匠その他の表示の方法等について、良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害の防止等を図るため、広告主、広告主の依頼に基づき当該広告物の制作を行う者及び当該広告物を表示した乗合自動車により旅客を運送する事業者が留意すべき事項を示すものです。

広告主及び広告主の依頼に基づき当該広告物の制作を行う者は、その広告物が乗合自動車の車体を利用するものであることを認識し、それぞれの責任によりこのガイドラインに基づき広告物を制作するようにしてください。

また、その広告物を表示する乗合自動車により旅客を運送する事業者は、その責任により当該広告物がこのガイドラインに基づき制作されるものであることを確認するようにしてください。

1 道路交通の安全の確保について

ストーリー性のあるもの又は長い文章が含まれるなど周囲の自動車運転者の注意力が散漫となるものでないこと。

2 走行する地域の景観に対する配慮について

(1) 色彩、意匠その他の表示の方法については、走行する地域の景観に調和するよう努めること。

(2) 走行する地域の市町が、景観法（平成16年法律第110号）に基づき景観計画を策定した場合には、当該景観計画に沿ったものとするように配慮すること。

3 利用者等公衆への配慮について

(1) 法令等に基づく行き先、運行系統等の表示が、明確に識別できるものであること。

(2) 緊急自動車と誤認するおそれのないものであること。

(3) 青少年の健全育成を阻害するおそれのないものであること。

(4) 虚偽又は誇大な表現など不適正な表現を避け、正確な情報を提供するものであること。

(5) 人権を侵害するおそれのないものであること。

(6) 公衆に対して、不快感を与えるものでないこと。